

株式会社大川荘に対する支援決定について

平成 16 年 5 月 17 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
株式会社大川荘
2. 対象事業者と連名で再生支援の申込をした金融機関等の名称
株式会社東邦銀行
3. 事業再生計画の概要： 別紙
4. 主務大臣の意見
意見なし
5. 事業所管大臣の意見
厚生労働大臣：意見なし
国土交通大臣：本件については、異存なし。
6. 買取申込み等期間： 平成 16 年 5 月 17 日から
平成 16 年 7 月 13 日まで（機構必着）
7. 一時停止要請
法第 24 条第 1 項に基づき、関係金融機関等に対して、上記 6 に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。
8. 一般の債権の取扱
対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

9. 支援決定についての機構の考え方

(1) 窮境の原因

対象事業者の主たる窮境原因は、バブル期の新館建設による過大投資、元経営者による経費管理の甘さにあります。その後は、景気低迷による売上の急激な落ち込みから、現在の経営体制となっても過剰債務構造から抜け出せず、必要な設備投資資金が十分に捻出できなくなっています。

(2) 再生の可能性

しかしながら対象事業者は、芦ノ牧温泉内での宿泊客数のシェア3割という集客力により事業基盤は強固で黒字経営は確保しており、窮境の原因である過剰債務の軽減、更に必要な設備投資、運営オペレーションの改善などの実施により再生は十分可能であると判断されます。また、従来から芦ノ牧温泉のシンボリック的存在である当旅館の再生は、当該地区の集客力の維持・強化に資するものであると同時に、効率的な運営体制の再構築は温泉旅館再生の一つのモデル提示に繋がるものと考えています。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437